

監督処分基準 新旧対照表

訂正後	訂正前
<p>4 監督処分の基準（基本的考え方）</p> <p>（2）（1）以外の不正行為があった場合</p> <p>建設業法の規定（第19条の3第1項、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき。</p>	<p>4 監督処分の基準（基本的考え方）</p> <p>（2）（1）以外の不正行為があった場合</p> <p>建設業法の規定（第19条の3第1項、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき</p>